令和７年度入札参加資格停止措置状況

No.	事業者の所在地・名称・代表者	入札参加資格停止期間	入札参加資格停止理由
R7-1	愛知県名古屋市中村区名駅南２－７－５５ パナソニックＥＷエンジニアリング(株)　中部支店 支店長　久保　昌範	令和７年４月１７日から 令和７年９月１６日まで （５ヵ月間）	パナソニックＥＷエンジニアリング（株）は、建設業法第１５条第２号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第２６条第１項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。 このことが、建設業法第２８条第１項本文及び同項第２号に該当するとして、令和７年１月３１日、近畿地方整備局長より、監督処分（指示処分、営業停止命令）を受けた。 【本巣市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱　別表第２第５号該当】
R7-2	愛知県名古屋市中区丸の内１－１７－１９ パナソニック産機システムズ（株）　中部支店 支店長　杉本　佳隆	令和７年４月１７日から 令和７年９月１６日まで （５ヵ月間）	パナソニック産機システムズ（株）は、建設業法第２６条第１項の規定に違反して資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。 このことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和７年１月３１日、関東地方整備局長より監督処分（営業停止命令）を受けた。 【本巣市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱　別表第２第５号該当】
R7-3	大阪府大阪市北区中之島６－２－２７ 株式会社かんでんエンジニアリング 代表取締役社長　大久保　昌利	令和７年５月８日から 令和７年１０月７日まで （５ヵ月間）	（株）かんでんエンジニアリングは、建設業法第１５条第２号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 このことが、建設業法第２８条第１項本文及び同項第２号に該当するとして、令和７年２月４日、近畿地方整備局長より監督処分（指示処分、営業停止命令）を受けた。 【本巣市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱　別表第２第５号該当】